

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
 - 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
 - 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
 - 土地改良事業の工事の完了(五件)(〃)
 - 県営土地改良事業の工事の完了(〃)
 - 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)(造林課)
 - 松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令(〃)
 - 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
 - 出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◆ 選管告示
 - 平成元年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◆ 公安告示
 - 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第八十八号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 号		発行 記号等	類 別
		題	号		
3441	雑誌その他 の刊行物	お股はかせ ないしよないしよ		KH- クE	アリス出版
3442	"	PLAY MATE		KH- クD	アリス出版
3443	"	THE ラブジャース		LJ- 10-J	アリス出版
3444	"	姉妹相姦 体験姉妹		KH- クC	Do 企画
3445	"	SWEDT 色づき性器		ST- 10-J	Do 企画
3446	"	Milky		MK- 9-J	Do 企画
3447	"	MESSAGE		ME- 10-J	Do 企画

3448	"	メロン通信 88/9月号増刊 VIDEO GAL No.1	雑誌コー ド186 04-9	ビデオ出版株式会社
3449	"	ベストビデオ 4月号	雑誌 1797 9-4	三和出版株式会社
3450	"	ザ・ヒット MAGAZINE モノロー・ハウス No.1 4月増刊号	雑誌 1413 6-4	三和出版株式会社
3451	"	アップル通信 5月号	雑誌 0155 9-5	三和出版株式会社
3452	"	オレンジ通信 5月号	雑誌コー ド021 89-5	株式会社東京三世
3453	"	オレンジ通信 6月号	雑誌コー ド021 89-6	株式会社東京三世
3454	"	ギヤルズ アクション 6月号	雑誌 0258 9-6	考友社出版株式会社
3455	"	Cosmos 通信 6月号	雑誌 1369 3-6	考友社出版株式会社
3456	"	美少女CLUB 6月号	雑誌 0763 5-6	株式会社サン出版
3457	"	美少女通信 6月号	雑誌 1764 5-6	考友社出版株式会社
3458	"	ギヤルズ アクション おたのしみ生蔵女子高生 6月増刊号	雑誌 0258 4-6	考友社出版株式会社
3459	"	ボッキー通信 8月号	なし	株式会社浪速書房
3460	"	GALS STORY 9月号	なし	三共図書出版社
3461	"	ピーチ通信 9月号	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第八百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 小原 茂 西伯郡大山町唐王六九九

" 田 中 博文 " 妻木五一三

昭和六十三年四月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 小原 茂 西伯郡大山町唐王六九九

" 田 中 博文 " 妻木五一三

昭和六十三年四月二十日就任 任期四年

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡 辺 固 為 西伯郡大山町平二八一

" 角 田 豊 " 神原一七三

" 高 虫 開 平 " 中高二八

" 岡 田 隆 晴 " 三五二一四

" 瀬 尾 賢 一 " 野田二五九

" 山 根 哲 郎 " 唐王六四四

瀬川 正	清原二八二
山内 正一	妻木六八二
金川 豊	稲光六
本多 明	八六
山根 和雄	上方四三八
山根 準一	四七一
田中 重昭	荘田六四二

平成元年五月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 杉谷 健一	西伯郡大山町平二六七
角田 豊	神原一七三
高虫 開平	中高二八
岡田 輝仲	神原二一九―二
瀬尾 正	野田一六
山根 哲郎	唐王六四四
河本 實、	清原一三六
山内 正一	妻木六八二
金川 豊	稲光六
本多 明	八六
諸遊 皎	上万五九四
福見 和正	五
田中 重昭	荘田六四二

平成元年五月五日就任 任期四年

鳥取県告示第八百九十号

大鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）耳地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（小原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十二号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）畑池地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）福島地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	団体営ほ場整備事業尾崎地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十一日
〃	三高地地区	昭和六十三年三月十九日

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
良田地区	大畑地区	福井地区	土地改良総合整備事業（小規模排水）伏野地区区画整理	三谷奥地区	土地改良総合整備事業（同和対策）中村地区ほ場整備	農村総合整備モデル事業鳥取南部（玉津）地区	鳥取南部（猪子）地区	農村基盤総合整備事業細見地区	〃	〃
昭和六十二年三月二十日	平成元年三月二十五日	平成元年三月十五日	昭和六十二年三月十五日	昭和六十三年三月二十五日	昭和六十二年十二月十二日	昭和五十九年三月二十一日	昭和五十八年三月二十二日	昭和五十九年三月二十一日	平成元年三月十五日	昭和六十三年一月三十日

鳥取県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
関金町	地区再編農業構造改善事業山口地区農用地造成	昭和六十年十一月三十日
"	農村地域農業構造改善事業南谷(向山)地区	平成元年三月二十五日
"	地域農業拠点整備事業野添地区	昭和六十二年十二月二十日
"	農道整備	昭和六十三年三月二十五日

鳥取県告示第八百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	地域農政特別対策事業尼ヶ谷地区農業用排水	昭和五十四年五月三十一日

昭和六十一年三月二十日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
"	団体営農道整備事業上野地区農道整備	昭和五十九年三月二十日
"	地区再編農業構造改善事業園地区	平成元年三月十日
北条町土地改良区	土地改良総合整備事業(水田小規模排水)曲地区農業用排水	

鳥取県告示第八百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	農村総合整備モデル事業大栄(下坂)地区農道舗装	昭和五十五年三月二十五日
"	地区 " 大栄(思案橋)	昭和五十四年十一月二十四日
"	団体営農道舗装事業東峯地区 "	昭和五十五年三月二十日
"	単県土地改良事業島地区農業用排水	昭和五十四年十二月二十日
"	土地改良総合整備事業(一般)原地区農業用排水と農道整備を一体としたもの	昭和五十七年二月二十六日

“	“	“	“
地区農道整備・区画整理・農用地造成を一体としたもの	地区再編農業構造改善事業栄南部地区農道舗装	尾)地区ほ場整備	農村地域農業構造改善事業由良(西浜)地区農道舗装
保関ヶ峯	栄南部(東高)		
昭和六十三年三月十日	昭和五十七年十月三十日	昭和六十年二月二十日	昭和五十九年九月三十日

鳥取県告示第八百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
米子市四ヶ村堰土地改良区	農村地域農業構造改善事業日原地区暗きよ排水	昭和五十八年二月二十三日
“	南部地区	昭和五十九年四月三十日

鳥取県告示第八百九十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営排水対策特別事業横良川地区農業用排水	平成元年三月十五日

鳥取県告示第九百号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第九百一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第九百二号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成元年九月十八日から平成二年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置については破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること、破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第九百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月九日 鳥取県指令受郡土維第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八類郡家町大字郡家字深田及び字青木下分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市城東区永田四丁目一―二三

株式会社松井製作所

代表取締役 松井定右門

鳥取県告示第九百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年五月二十九日 鳥取県指令受都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新川三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第九百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期	日	会	場
--------	---	---	---	---

原田直之民謡公演

平成元年十月十二日

倉吉福祉会館

移動芸術祭ミュージカル公演

平成元年十月十三日

米子市公会堂

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会の種類等	期	日	会	場
鳥取県美術展覧会	平成元年九月十七日	から	鳥取県立博物館	
	平成元年十月六日	から	米子市美術館	
	平成元年十月二十日	から	倉吉歴史民俗資料館	
	平成元年十月二十四日	まで		
	平成元年十月二十七日	まで		
	平成元年十一月十一日	まで		

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

主任 橋本節子

主 事 伊木秋雄

三 委任期間

一の1の事務

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成元年7月23日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 17,276,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西村尚治	所属党派	自由民主党	期間	6月1日から第1回分
出納責任者名	木下金治				7月31日まで

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 西村尚治後援 政治団体 6,000,000		人件費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 雑費	2,771,000 698,909 688,909 15,000 220,468 414,650 1,876,204 1,095,741 188,047 514,200 — 341,272
その他の寄附	—	家屋費	—
その他の収入	3,000,000		
今前回計	9,000,000	今前回計	8,120,491
今前総計	—	今前総計	—
今前総計	9,000,000	今前総計	8,120,491

報告書受理年月日 平成元年8月3日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成元年7月23日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 17,276,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田達男	所属党派	無所属	期間	6月1日から第1回分
出納責任者名	田中寅吉				8月4日まで

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 吉田達男後援 政治団体 6,000,000 吉田達男後援 部会 60,240 鳥取県連合会		人件費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 雑費	468,000 992,129 988,129 4,000 101,914 211,970 2,656,000 1,190,859 248,468 241,945 138,842 526,084
その他の寄附	—	家屋費	—
その他の収入	2,000,000		
今前回計	8,060,240	今前回計	6,771,211
今前総計	—	今前総計	—
今前総計	8,060,240	今前総計	6,771,211

報告書受理年月日 平成元年8月7日 第1回報告分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年八月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類				
ゼロタイガーキングA	ビッグシューターⅢA	ビッグタイガーSRA	サイボーグA	スーパービンゴA
型 式				
ビッグサンダーA				
製造業者名				
株式会社平和				

ばちんこ遊技機		回胴式遊技機	
ファイバーレクサスⅣ	ファイバーザウルスⅡ	グレートキャノンⅠ	パワーフォークⅡ
ドッキリマンSPⅡ	スターライトⅠ	マンハッタンPーⅡ	アラシビクトリー
株式会社三共	株式会社ソフィア	ジャステイ	株式会社竹屋
キャノン	株式会社メーシー販売	デートライン銀河	興進産業株式会社
リパティベルⅢ	株式会社メーシー販売		